

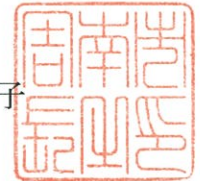
周 秘 第 288号

令和4年12月9日

周南市農業委員会

会長 山下 敏彦 様

周南市長 藤井 律子



令和5年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見書について（回答）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、本市の市政につきまして、格別なるご理解・ご協力を賜わり
厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年11月16日付けで要望のありました標記の件につきまして、
別紙のとおり回答いたします。

周南市企画部秘書課

政策調整担当：渡辺、佐藤

TEL：0834-22-8231

FAX：0834-22-8888



1 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援

地域において、効率的な農地利用と担い手への集積・集約化に取り組むために、農作業道や農地造成等の基盤整備の必要性は強く認識しているものの、活用できる事業や補助制度については、農業者又は団体単独で研究・検討するには限界がある。

そこで、国・県の事業も含めた支援制度の積極的な周知と、地域の特性に応じた活用方策の提案などきめ細かな営農意欲の喚起と農地所有者の合意形成を働きかけ、制度活用のための支援を行われたい。

昨年度に提出した意見書の中でも同様の要望をしたが、令和4年2月16日付け周秘第299号による回答（以下「昨年度の回答」という。）では、「農業基盤等の整備等に対する支援制度は、メニューが多岐に渡り、複雑で頻繁に変更も生じることから、全ての農業者等に的確に周知することは困難であるため、相談や連絡を受けた際には、具体的な事業の提案等を行うとともに、支援制度の活用が図られるよう合意形成の支援に努める（回答：農林課）」とのことだったが、受け身ではなく、積極的な提案・働きかけをお願いする。

【回答】担当：農林課

引き続き、相談や要望等を受けた際に、支援制度の説明や、その地域の実情に応じた具体的な提案等を行うとともに、来年度より支援制度の概要や相談窓口等を掲載したチラシを作成・配布するなど、制度の活用が図りやすくなるよう努めてまいります。

(2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実

農業を営む上で、農地の整備が重要であることは言うまでもないが、隣接する農道や水路が整備されていなければ、営農効率が大きく低下する要因となる。

市内には、農業生産基盤である農道や水路が完成してから長い年月を経ており、経年劣化により整備の必要な地域がある。

特に、経年劣化や大雨等で破損して通行や取水に支障をきたすと営農活動に影響がでるばかりでなく、そのまま放置され耕作放棄に至るおそれもあることから、自然災害による被害等があれば復旧工事費用の多寡にかかわらず、市において迅速に対応していただきたい。

また、農道や水路の整備には、原材料支給による地元施工での整備があるが、地域の状況を考慮した上で原材料の支給量や支給品目について柔軟に配慮していただき、営農環境の更なる向上を図っていただきたい。

特に、支給品目については、作業する者が高齢化する中、据え付け作業の軽減を図るため、従来のコンクリート製品重視ではなく、樹脂製品の採用などを検討の上、支給品目に加えることを提案する。

また、山の中などの傾斜地に設置された水路については、土砂や落ち葉の落下防止のための「水路の蓋かけ用の資材」を支給品目に加えることを提案する。

その他水利に欠かせない頭首工が機能を果たしていない地域では、営農に支障をきたしている状況もある。

さらに、中山間地域では、山水を水利としているところがあり、水源となる山林が近年管理されずに荒廃し水路に流れていた水が枯渇した事例や水路上流の農地が荒廃し用水路が機能しなくなった事例等も発生し、最近の異常気象による災害も加わり、水稻栽培で必要な時期に水管理ができず耕作放棄に至ることも考えられる。

水源から耕作地への水の供給施設の復旧等は、個人では負担が大きく対応が困難な上、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の活用での対応にも難しい面がある。

このような点を踏まえ、農業用施設の維持修繕に対する更なる支援をお願いしたい。

【回答】 担当：農林課

農道や水路などの共同利用されている農業用施設の災害復旧については、地権者の方々にも事業費の一部を負担していただき、復旧費が40万円を超える場合は、国の補助事業により対応し、40万円未満の場合は、市の単独事業で対応しています。

こうした中、国の事業により実施する場合は、事前に国の承認を受ける必要があり、市の単独事業と比較すると、事業着手までに期間を要しますが、国の制度の対象になるにも関わらず、市が単独で実施することは、市民の皆様の負担が増加するため困難であると考えております。

今後も、自然災害が発生した際は、早期復旧が図れるよう速やかな対応に努めてまいります。

原材料支給については、その上限額を令和3年度に10万円から20万円に引き上げたところであり、ご提案の資材をはじめ農道や水路の維持等に必要な資材についても、柔軟に対応できるよう支給品目の対象の見直しを行います。

お示しの山腹水路など、今後も維持管理が困難と思われる施設については、補修だけでなく、水源の統廃合を含めた検討を行う必要があると考えており、地元の意向を踏まえながら、地元負担が少しでも軽減されるよう具体的な提案を行ってまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援

中山間地域等では、若者が採算性のない農業を避け、市街地へ流出して、地域では高齢化が進み、後継者がいないため、遊休農地や再生困難な荒廃農地が非常に多くなってきている。

また、ほ場整備のされていない農地も多く、農地が狭く、農機具の搬入が容易でないなど、農地の利用の集積・集約も難しい状況にあり、生産基盤等の改善が必要な所も存在する。

こうした中で、中山間地域等の農地を守り、農地の持つ多面的機能(景観、災害防止等)や地域の集落を維持する観点を踏まえ、小規模・家族農業を継続していくためには、農機具の維持管理が大きな負担になっていることから、省力化機械の導入の支援制度を、国への働きかけも含め検討されたい。

また、原油価格や肥料・飼料価格の高騰の影響により、生産コストが大きく増加していることを踏まえ、燃料費も含めた更なる支援制度を検討されたい。

【回答】 担当：農林課

中山間地域等の農地が有する公益的な機能を維持していくためには、その主な担い手である小規模農家の営農継続を支援することは重要であると認識しており、今後、地域計画（人・農地プラン）の策定を進める中で、地域の農業・農地の将来像の実現を図る観点から、農業用機械の更新・導入に対する支援をはじめ、小規模農業に取り組みやすい環境整備について検討してまいります。

また、原油や肥料、飼料の価格高騰が続く中、本年度は、国や県と連携し支援を実施しており、引き続き、高騰状況を注視し、国や県の対応を踏まえながら、必要な支援について検討してまいります。

(2) 担い手の発掘、担い手への直接支援

高齢化や人口減少による農業者の減少、耕作放棄地の増大は誰もが懸念するところである。

本市は、臨海部に石油化学コンビナートが立地し、就業の場が確保されていることなどから兼業農家が多く、兼業農家を継続する者、定年で回帰した者等、団塊の世代を中心とした高齢者が先祖伝来の土地を守っているのが実情である。

生活の安定を考えると、次の世代に農業を押し付ける冒険もできず、「(現有の)農機具が壊れたら農業はもうお仕舞い!」「(自分たち)僕らの代で終わりよの～」との話しをよく聞く。

農地の広さや立地状況は別にして、農地の出し手はいくらでもいるが、受け手である担い手がいなのが現状である。

山口県内の農業法人は 417 法人（2020 農林業センサス）、認定農業者は山口県の 5 認定も含め 1,443 認定（令和 3 年 3 月末現在）となっており、各市町の農業法人数と認定農業者数の状況は、次の表のとおりである。

市町	法人数	認定数	市町	法人数	認定数
周南市	24	64	長門市	41	116
下関市	62	244	柳井市	12	47
宇部市	20	86	美祢市	30	104
山口市	94	246	山陽小野田市	12	56
萩市	54	173	周防大島町	5	39
防府市	10	92	上関町	0	0
下松市	3	9	田布施町	10	34
岩国市	27	91	平生町	0	8
光市	4	14	阿武町	9	15

この表から、本市の認定農業者の数は、他市に比べ極端に少ないのが伺える。

まずは、担い手を発掘し、担い手への直接支援をお願いしたい。

さらに、持続可能な遊休農地の発生防止・解消には、社会構造を変えてしまうくらいの思い切った施策・政策が必要であり、国や県への働きかけをお願いしたい。

【回答】 担当：農林課

貴委員会や県、ＪＡなどの関係機関と連携し、新規就農者の確保・定着や、事業継承の促進など、引き続き、若い世代をターゲットとした、新たな担い手の発掘や確保に取り組んでまいります。

また、令和５年度より、地域計画（人・農地プラン）の策定に取り組む中で、地域に潜在する担い手となりうる方々や、定年などを機に農業に専従し、経営発展や規模拡大等を目指される方々などを発掘し、認定農業者への認定を進めていきたいと考えております。

国に対しては、定年帰農など５０歳以上の就農希望者も支援の対象にするなど、制度の拡充が図られるよう、機を捉えて、働きかけてまいります。

(3) 鳥獣被害防止対策の推進

有害鳥獣被害は、食害による収入減少だけでなく、畦畔の掘り起こしなどによる生産基盤の破壊が、農業者の営農意欲を減少させ、耕作放棄地の増大にもつながっている。

市町の行政区域を越えた捕獲活動も含めて、地域で一斉に駆除する体制の構築など効果的な捕獲活動や侵入防止柵整備の促進、また、狩猟免許取得に係る助成拡大や猟銃保有に係る負担軽減などによる捕獲従事者の確保、イノシシ捕獲用箱わなの増設など、引き続き、鳥獣被害防止対策を推進されたい。

また、他の自治体では、ＩＣＴ機器等を活用した有害鳥獣のスマート捕獲を行っている例もあるので、先進事例を研究され導入されたい。

※用語の説明

ＩＣＴ 「Information and Communication Technology」の略称。情報通信技術と訳される。

スマート 電子機器が組み込まれた、ハイテク（ハイ・テクノロジー＝先端技術）であるさま。

ＩＣＴ機器等を活用した有害鳥獣のスマート捕獲 スマート捕獲を導入したわなでは、獣サイズ判別センサー式自動捕獲システムにより、事前に設定した大きさ以上の鳥獣にのみセンサーが反応してわなが作動し、同時に、設置者にわなの作動を通知するメールが自動送信される。これにより、毎日のわなの見回りをする必要がなくなり、また、農作物被害への影響が大きい一定の大きさ以上の対象鳥獣を重点的に捕獲することができるようになり、見回り活動の負担軽減及び効率的な捕獲が期待できる。（宇部市ホームページ参照）

【回答】 担当：農林課

侵入防止柵の設置の促進や山口県猟友会と連携した狩猟免許取得の促進、周南市猟友会と連携した捕獲従事者の確保など、引き続き、関係機関と連携し、総合的な対策を推進してまいります。

また、行政区を超えた捕獲活動やＩＣＴ機器など先端技術の活用など、本市の実態に応じた効果的な対策を研究しながら取組みの強化を図ってまいります。

3 新規参入の促進

(1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の推進

農業従事者が減少していく中、本市の農業を支える担い手の育成確保は非常に重要な喫緊の課題である。

農業従事者の減少は、地域における生産活動の低下につながり、地域の安定的な生産体制を維持していくためにも、学校を卒業した若者のほか、Uターンや定年退職後に就農を希望する者など、幅広く新規就農者を確保できる対策を取るとともに、新規就農者に対する技術習得や経営相談等についても、農業技術向上のための研修や講習会、営農計画の指導等、農業経営の安定のための支援を実施するなど必要に応じた適切な支援体制を推進されたい。

なお、農林水産省は今年度より各都道府県に農業経営・就農支援センターを設置し、就農から農業経営まで一元的に相談・支援できる仕組みを構築し、山口県では、「山口県農業経営・就農支援センター」が設置され、経営相談は山口県農業協同組合営農企画課が、就農相談は（公財）やまぐち農林振興公社担い手支援課が担っている。

この農業経営・就農支援センターは、来年度からは改正農業経営基盤強化法により法的に位置づけられ（第11条の11）、年齢層を限らず、「農業を担う者」として幅広く対象とし、就農から経営発展についてきめ細かなサポートを実施する仕組みが創設され、都道府県が体制を整備することになった。

本市におかれては、農業経営・就農支援センターの機能を十分に活用し、農業を担う者の確保及び育成を図られたい。

※用語の説明

農業を担う者 ①認定農業者等の担い手やその他の多様な経営体を含め農業経営を営んでいる者、
②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④農作業の受託サービスを提供する者など、農産物の生産活動に直接関わっている者が幅広く該当する。

【回答】 担当：農林課

現在、「山口県農業経営・就農支援センター」のうち「就農支援センター」を運営する「やまぐち農林振興公社」と連携し、就農相談会や就農イベントを行うなど新規就農者の確保に取り組むとともに、経営発展の意向がある意欲的な農家の方々を、「農業経営センター」に橋渡しを行うなど、当センターを活用し、年齢に関わらず、就農者の確保や、その育成に取り組んでおります。

今後も、当センターの機能を十分に活用しながら、貴委員会や県、ＪＡなど連携し、就農前から就農後のフォローアップまで、就農者に寄り添って一貫した支援を行うなど、新規就農者の確保・育成を図ってまいります。

4 その他

(1) 太陽光発電施設の設置と地域コミュニティの受容性との調和

本委員会は、昨年度に提出した意見書の中で「(仮称) 太陽光発電設備の設置に関する条例の制定」を提案したが、昨年度の回答(環境政策課)では、「国は、条例等が制定されていない自治体は、環境省のガイドラインに基づき環境保全の取り組みを図るよう示しています。」とされ、「本市では、ガイドラインの周知徹底を図ることで環境影響の発生を抑制し、周辺環境の保全を図っていきたいと考えています。」とのことだった。

また、令和3年12月第10回市議会定例会での一般質問に対しても同様に回答されている。

本委員会は、「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」を作成し、窓口へ備え置き、またホームページにも掲載し、さらに、窓口に来られた事業者へは、別途作成した「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている皆様へ」を直接配付し、周辺への配慮の重要性を強調し、上記環境省のガイドラインに加え資源エネルギー庁のガイドラインも例示した上で、周辺の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々への計画の事前説明を十分された後に農地転用申請をされるようお願いしている。

転用許可申請が行なわれた事案については、地域の農業者の利益を守る、周辺の農地・農業への影響を最小限にする、農村の地域コミュニティを守るといった観点から、発電事業の内容を厳正に審査するとともに、転用許可後においては事業完了を確認するなど、農地法の適正な執行に努めているところである。

しかしながら、転用後(農地ではないので、農地法は適用されず、農業委員会の所掌からは外れる。)に、地域の方から、施設の維持管理に起因する近隣トラブル、雑草の繁茂、環境問題等の問い合わせや苦情が地元の農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)(以下これらを「委員等」という。)に寄せられている事案もある。

また、農業者の中には、今後、発電施設の老朽化や固定価格での買取期間の満了等により、事業者が発電事業から撤退して発電資材等を放置し、その結果、近隣農地に悪影響を及ぼすのではないかと強い危機感をお持ちの方もいる。

太陽光発電施設を所有する事業者の多くは、市外に所在する者、言わば「不在地主」であり、将来の「空き家問題」となる恐れを秘めている。

持続可能な太陽光発電施設となるためには、地域コミュニティの受容性との調和に向けて、自然災害発生への懸念、地域の景観、自然景観の悪化、地域のコミュニティ（共同作業）への影響、水路、里道、生活道の維持管理、将来の撤退後の懸念など顕在化した・潜在的な「やっかいな課題」に取り組むことが肝要である。

「転ばぬ先の杖」ではないが、太陽光発電施設の設置が将来の「空き家問題」とならないよう、目に見える形での積極的な取り組み、実効性のある指導をされることを要望する。

【回答】担当：環境政策課

農作物等への気候変動影響を含む地球温暖化対策として、令和4年2月に「周南市脱炭素社会形成取組指針」を定め、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めておりますが、環境省が定めた「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」によると、土砂流出や濁水の発生などの問題が生じる事例が増えており、重要な動植物の生息や、生育環境の改変等による自然環境への影響等が生じるとの懸念が示され、今後、こうした周辺への環境影響が懸念されることから、適正な設置と管理が重要であると考えています。

しかしながら、太陽光発電施設の設置に関しては、経済産業省の各地域の産業保安監督部が届出窓口となる電気事業法で管理されており、関係する情報を本市では把握できません。

つきましては、本市農業委員会でお困りの情報の詳細（転用の全体に占める太陽光発電設備に係る農地転用の件数や面積、問題事例の発生及び今後の見込み、転用許可申請時に依頼されている事前説明の内容や実施を確認する書類、転用許可の基準、営農型太陽光発電のあり方、農業委員等に寄せられている苦情の内容、雑草繁茂の許容基準、申請事業者の市内外内訳、太陽光発電施設がもたらす自然災害発生への具体的な懸念内容や地域のコミュニティへの具体的な影響、水路・里道・生活道の維持管理をさせる根拠）をご提供いただき、情報共有できた状況で、協議しながら取組を検討できればと考えております。

(2) 相続登記の申請が義務化されることの周知

令和3年4月28日、民法と不動産登記法を改正する「民法等の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（以下「相続土地国庫帰属法」という。）」が公布された。

これは、所有者不明土地の解消に向け、「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的に関係する法律を見直したもので、不動産登記法の改正では、これまで任意とされていた相続登記や氏名・住所等変更登記の申請が義務化された。

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日の施行、氏名・住所等変更登記の申請の義務化は、令和8年4月までに施行されることとなった。

なお、相続登記の申請の義務化は、法律施行後に発生した相続のみならず、法律施行前に発生した相続も令和6年4月1日から3年以内の登記が義務付けられた。

そのほか、民法の改正（令和5年4月1日施行）では、相隣関係規定や共有制度、長期間経過後の遺産分割の見直し、所有者不明土地・建物管理制度の創設があり、相続土地国庫帰属法（令和5年4月27日施行）では、相続した土地の所有権を国に帰属させることができる制度が新たに創設された。

さらに、地目変更登記などの表示に関する登記は現在も義務化されているが、地目変更登記が行なわれていないケースが多いのが現状で、実際に過料を科された話は聞かないが、今回の改正により相続登記の申請が義務化されたことにより地目変更登記に関する運用も厳格に行われる可能性がある。

本委員会では、これらのことを委員等へ周知するため、本年8月に、全国農業会議所発行のリーフレット「相続登記の申請が義務化されます！—お知らせしたい5つのこと—（農業関係機関・団体向け）」を全ての委員等に配付した。

また、事務局が庁内職員向けに発行している「ACS通信」の9月号では、相続登記の申請の義務化を、10月号では、共有農地の扱いと相隣関係規定を取り上げた。

市役所では、固定資産税の賦課や公共事業での用地取得などにおいて登記情報を利用するものの登記事務が国の事務であり、市で直接行っていないことから、庁内に担当する部署もなく、今まで市広報でも取り上げられず、市民への周知が十分されていないのではないかとと思われる。

そこで、相続登記の申請の義務化の施行まで残り1年余りとなった今、市民へ確実にお知らせできる広報しゅうなんや市ホームページでの掲載をお願いしたい。

さらに、土地所有者への周知が徹底するよう、相続登記や地目変更登記の申請の義務化を記載した文書を準備し、「令和5年度 固定資産税・都市計画税納税通知書」を郵送する際に封入することを提案する。

市外の居住者も含め、土地所有者へ直接お知らせする絶好の機会であり、特に、納税通知書に添付の「固定資産（土地・家屋）課税明細書」には、「登記地目」と「課税地目」の表示があり、地目変更登記がされているか否かが判別できるので、地目変更登記を促す効果は大きいと思われる。

テリトリーを越えて積極的な取組みをお願いしたい。

※用語の説明

相続登記 相続を原因とする所有権移転登記のこと。

表示に関する登記 不動産の物理的現況を明らかにすることを目的としている。代表的なものとして表題登記、地目変更登記、土地分筆登記などがある。これに対し、権利に関する登記とは、不動産についての権利の保存、設定、移転、変更、処分制限又は消滅を公示するための登記である。

A C S 通信 本委員会の活動の見える化に向け、庁内グループウェアの掲示板に掲載している農業委員会事務局の広報誌

A C S 農業委員会事務局の英語表記「Agricultural Commission Secretariat」の略称

【回答】**担当：課税課**

相続登記の義務化は、所有者不明土地の問題を防ぐための対策として施行されますが、相続登記が遅滞なく申請されるようになることは、納税義務者の早期特定につながるため、固定資産税等の適正な課税を行ううえでも大きな利点があると考えております。登記に関しては、市の所管事務でないため、現段階では市において独自に周知を行うことは検討していませんが、今後法務局より協力依頼等があれば、市として対応方法を検討したいと考えております。

なお、登記地目の変更については、不動産登記法により、変更があった日から1月以内に、当該地目に関する変更の登記を申請しなければならないと定められているのですが、固定資産税の評価においては、課税地目は賦課期日現在の現況により認定するため、特に周知を行うことは考えておりません。